

平成24年度 第4回京都市公共事業評価委員会

会 議 次 第

開 催 日：平成24年11月5日（月）

開催時間：午後1時30分～午後3時30分（終了予定）

開催場所：京都ガーデンパレス 2階 「葵」（京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605）

議事内容

平成24年度公共事業の評価に関する意見書の取りまとめ

京都市公共事業評価委員会事務局からのお知らせ

京都市公共事業評価委員会のこれまでの取組につきましては下記ホームページを御覧ください。

http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-2-0-0_2.html

京都市公共事業評価委員会委員名簿

〔 任期：平成２３年４月１日～平成２５年３月３１日 〕
〔 ※任期：平成２４年４月１日～平成２５年３月３１日 〕

敬称略・五十音順

氏 名	役 職 等
○ あらかわ 荒川 あけ み 朱美	京都造形芸術大学 環境デザイン学科教授
おおやま 大山 おさむ 理	大阪工業大学 工学部都市デザイン工学科准教授
かつらぎ 葛城 ま す こ 万寿子 ※	京都商工会議所女性会副会長
かわうら 川浦 あきひこ 昭彦	同志社大学大学院 政策学部教授
くわばら 桑原 たけし 毅 ※	京都新聞社論説委員長
◎ こばやし 小林 きよし 潔司	京都大学経営管理大学院教授
さえき 佐伯 ひさこ 久子	京都市地域女性連合会副会長
とくひさ 徳久 きょうこ 恭子	立命館大学法学部法学科准教授

◎：委員長 ○：副委員長

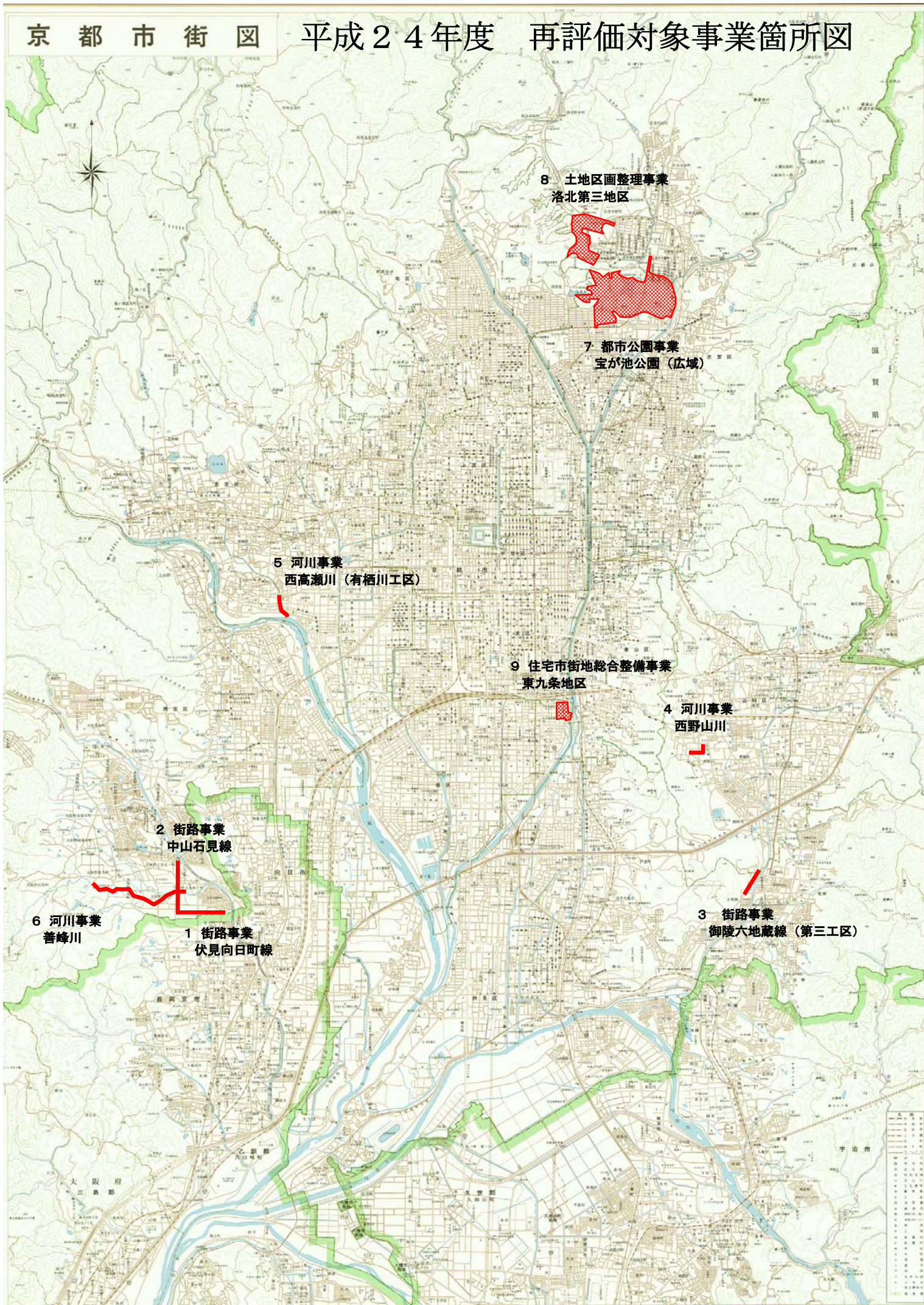
平成 2 4 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
 - ② 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
 - ③ 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
 - ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
 - ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	審議結果
街路事業	1	伏見向日町線	延長 L=1,104m 幅員 W=32m	H5	③	20	「事業継続」 は妥当である。
	2	中山石見線	延長 L=1,059m 幅員 W=25m	H5	③	20	「事業継続」 は妥当である。
	3	御陵六地藏線 (第三工区)	延長 L=632m 幅員 W=15m	H4	③	21	「事業継続」 は妥当である。
河川事業	4	西野山川	延長 L=635m 幅員 W=9.8m	H5	③	20	「事業継続」 は妥当である。
	5	西高瀬川 (有栖川工区)	延長 L=560m 幅員 W=20m	H5	③	20	「事業継続」 は妥当である。
	6	善峰川	延長 L=2,100m 幅員 W=28m	S63	③	25	「事業継続」 は妥当である。
都市公園事業	7	宝が池公園 (広域公園)	面積 A=128.9ha	S49	③	39	「事業継続」 は妥当である。 ただし、意見を付す。
整地地区事業	8	洛北第三地区	面積 A=32.1ha	H5	③	20	「事業継続」 は妥当である。
総合住宅整備事業	9	東九条地区	面積 A=9.43ha	H5	③	20	「事業継続」 は妥当である。

京都市街図 平成24年度 再評価対象事業箇所図



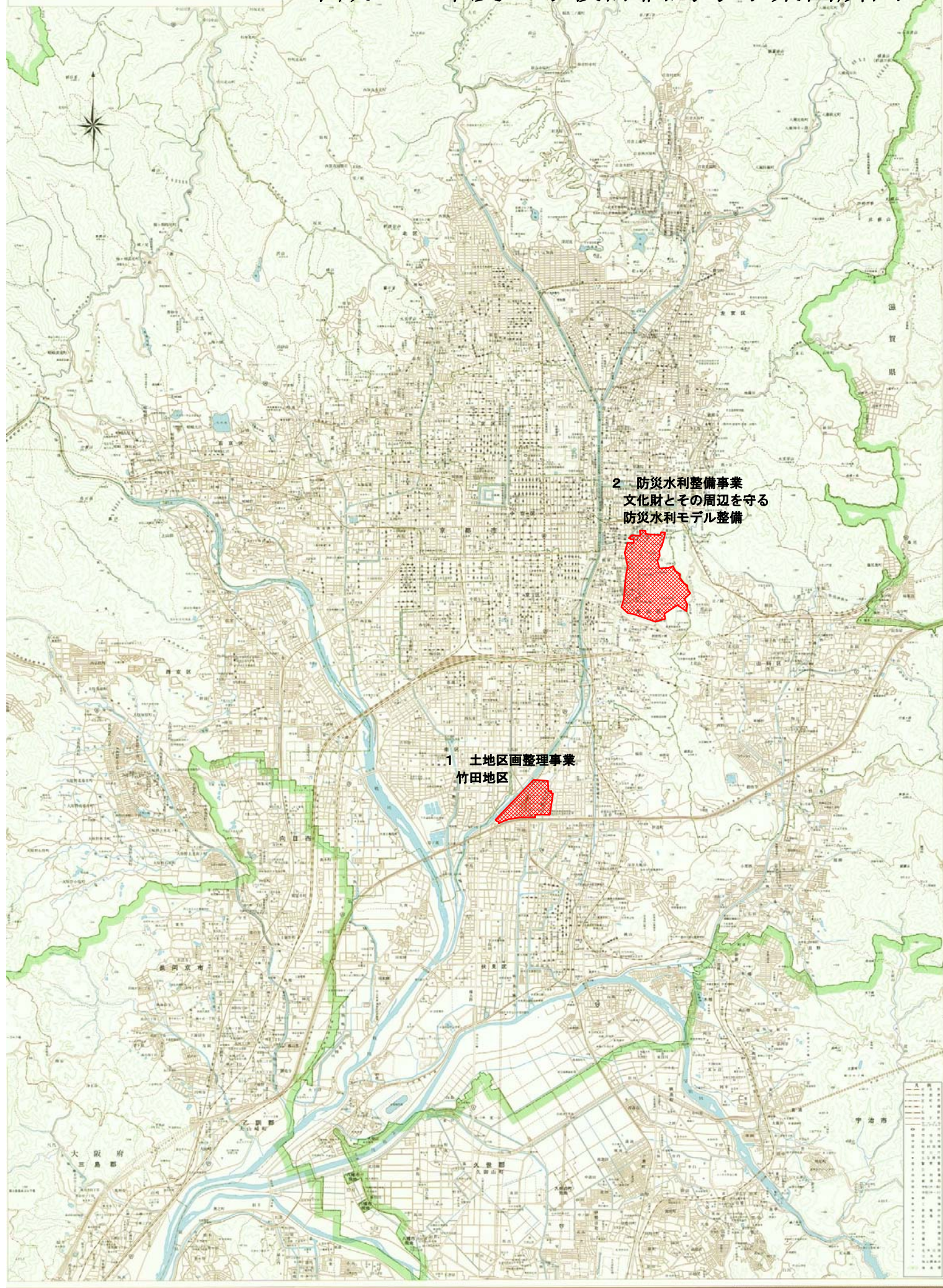
平成 2 4 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後 7 年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	審議結果
整土地事業	1	竹田地区	面積 A=48.1ha	S49	①	H23	「今後の事後評価, 改善措置とも不要」は妥当である。
整防備災事業	2	文化財とその周辺を守る 防災水利モデル整備	面積 A=146.5ha	H18	①	H23	「今後の事後評価, 改善措置とも不要」は妥当である。

事後評価対象事業箇所図



傍聴にあたっての注意事項

事務局

○ 傍聴にあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

○ 傍聴される方は、必ず係員の指示に従ってください。

○ 公開の議事であっても、審議の内容により会議を途中で非公開とする場合がありますので、ご了承ください。

○ 以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。